

事業主 各位

東京都報道事業健康保険組合  
理事長 林 恭 一

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金  
支給申請の臨時的な取扱いの終了について

当健康保険組合の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請につきましては、やむを得ぬ事情により医療機関を受診しなかった場合、臨時的な取扱いとして療養担当者意見欄の医師の証明を不要とし、事業主がその旨を証明することを認めておりましたが、令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省保険局保険課発事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する Q & A」に基づき、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄に医師の証明が必要となります。


つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、趣旨ご理解賜りますとともに、被保険者の皆さまへご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

【変更点】

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請については、臨時的な取扱いとして療養担当者意見欄（申請書 2 ページ目）の証明の添付を不要としていましたが、申請期間（療養のため休んだ期間）の初日が令和 5 年 5 月 8 日以降の傷病手当金の支給申請においては、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄（申請書 2 ページ目）に医師の証明が必要となります。

以 上

問合せ先
 東京都報道事業健康保険組合
給付課
電 話 : 03 (6264) 0134